令和８年９月　時津町農業委員会総会

１．日　時　令和８年９月２８日（月曜日）９時３０分～１０時１０分

２．場　所　時津町役場第二庁舎４階大会議室

３．参加者

○農業委員（１１名）

１番　山口　正利	２番　田崎　芳則	３番　坂本　敬治
４番　山上　俊市	５番　橋口　幸代	６番　溝上　勝也
７番　池田　稔	８番　濵田　信	９番　水口　直喜
１０番　崎山　梓織	１１番　池崎　久和	

○農地利用最適化推進委員（３名）

１番　岳田　稔人	２番　溝上　直美	３番　渡辺　洋一

○事務局（２名）　成富　義徳　　一瀬　良平

４．議　事

日程第１　議事録署名人の指名について　　７番　池田　稔　　８番　濵田　信

日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請（受付番号１－２３号）

日程第３　報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出(受付番号１－２２号)

報告第２号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出（受付番号１－２４号）

報告第３号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出（受付番号１－２１号）

報告第４号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出（受付番号１－２５号）

報告第５号　農地法第１８条第６項の規定による通知書(受付番号１－２０号)

議事録

〇議　長　　皆さん、おはようございます。本日の出席委員は農業委員１１名、推進委員３名であります。会議規則第７条の規定の定数に達しておりますので、これより令和８年９月農業委員会総会を開催いたします。日程第１、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は会議規則第１４条の規定に基づき、７番池田委員、８番濵田委員を指名いたします。日程第２、議案第１号について事務局は説明をお願いします。

〇事務局　　議案第１号について説明いたします。１ページをご覧ください。農地法第３条の規定による許可申請です。譲受人は浜田郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は浜田郷〇〇、姉の〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は１４９４㎡、市街化調整区域内の農振農用地です。贈与による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は、譲渡人は譲受人から相談があったため、譲受人は姉である譲渡人が所有する申請地を長年に渡り耕作・管理を行ってきており、今後も効率的な農地利用を図るためです。農作業従事者は２名で、従事日数は合計で３５０日、譲受後の譲受人経営面積は１４９４㎡です。２ページ以降は許可申請書と添付書類です。申請書の中身につきましては先ほどの概要ですでに述べましたので割愛いたします。４ページをご覧ください。譲受人の作付予定作物は上段１－２の⑴に記載していますが、野菜、みかん、栗、ももを栽培されています。農作業従事者数は⑶をご覧ください。農業従事者は譲受人と世帯員１名で譲受人の農作業歴は１８年です。詳細につきましては５ページ中段の４をご覧ください。譲受人と夫の２人で年間３５０日農業に従事しています。６ページをご覧ください。上段「６周辺地域との関係」ですが、通常の栽培方法を行うため地域農業に与える影響はありません。下段「７地域との役割分担の状況」は、周辺農家と協力して共同利用施設の取り決めや獣害被害対策を行うこととしています。７ページをご覧ください。「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。８，９ページは位置図です。申請地は〇〇の西北側の農地です。１０ページは現況写真です。これまでも譲受人が管理を行ってきている状況で

す。議案第１号の説明は以上です。

○議　長　　本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら議案第１号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって、議案第１号は許可することに決定します。日程第３、報告が５件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局　　報告事項について説明いたします。まず、報告第１号ですが、１２ページをご覧ください。農地法第３条の規定による届出、相続による所有権の移転です。相続人は浜田郷○○の○○さん、浜田郷○○の○○さん、長崎市出島町○○の○○さんと○○さん、被相続人は浜田郷○○の○○さんと浜田郷○○の○○さんです。届出農地は浜田郷○○ほか１４筆、地目は田と畑、地積合計は８５８４㎡です。相続により所有権を取得した旨の届出となっております。今回の届出はこれまで相続登記や相続届出が行われていなかったものについて、まとめて届出が行われたものです。詳細は１９ページをご覧ください。右から４列目ですが、もともと○○さんが全ての農地を所有していましたが、平成６年に亡くなり、子の○○さん、○○さん、○○さんが相続し、その後、○○さんも平成２４年に亡くなり、○○さんと○○さんが相続しています。それぞれの持分は一番右の列に記載しています。１２ページに戻っていただきまして、権利を取得した日は、○○さんが亡くなった平成６年１月１６日と○○さんが亡くなった平成２４年１０月１４日で、権利を取得した事由は相続です。農業委員会によるあっせん等の希望はありません。１３～１８ページは届出書です。届出農地は○○の南西側付近です。２０ページは遺産分割協議証明書の写しです。

　次に、報告第２号ですが、２１ページをご覧ください。農地法第４条の規定による届出、市街化区域農地の転用です。届出人は西時津郷○○の○○さん、農地は西時津郷○○、地目は畑、地積は１３６㎡、市街化区域内の第３種農地です。届出人は駐車場用地として使用すべく届出を行うものです。２２ページは届出書です。「３転用計画」ですが、６台分の自家用駐車場が既に工事完了済となっています。「４被害防除施設の概要」としましては、付近に農地はなく、被害防除の必要はありません。２

３，２４ページは位置図です。届出地は〇〇の南東側の農地です。２５ページは現況写真です。現在、コンクリート舗装され、既に駐車場となっています。２７ページに顛末書をつけております。届出人は平成２６年４月に届出地を相続していますが、認識不足により、１０年前に自家用車の駐車場に無断転用しており、今回、顛末書を添付し転用届を提出されております。

次に、報告第３号ですが、２９ページをご覧ください。農地法第５条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は浜田郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は浜田郷〇〇の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇、地目は畑、地積は１６６３㎡、市街化区域内の第３種農地で区画整理区域内です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は使用貸借権の設定、権利の期間は永久です。３０ページは届出書です。「４転用計画」は工事着工時期は受理通知あり次第、工事完了は着工後４カ月の予定です。事業概要は木造瓦葺平屋建て住宅１棟、建築面積は１１３．８６㎡です。「５被害防除施設の概要」としましては、排水は公共下水道に接続し、日照は周囲が住宅化されており、近隣農地への影響はありません。被害が出た場合は責任をもって解決するとのことです。３１ページは仮換地指定通知です。浜田郷〇〇の仮換地は〇街区〇と〇となっており、〇街区〇に住宅を建設します。３２ページは仮換地案内図です。申請地は〇〇沿いの〇〇の東側付近です。赤い箇所が〇街区〇で、その隣地で緑の部分が〇街区〇となっています。３４，３５ページは現況写真です。現在、空地の状態です。３６ページ以降は、住宅の配置図、立面図です。

次に、報告第４号ですが、３８ページをご覧ください。農地法第５条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は西時津郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は西時津郷〇〇の〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は１６㎡、市街化区域内の第３種農地です。譲受人は倉庫敷地拡張のため届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転で、権利の期間は永久です。３９ページは届出書で

す。「３権利設定・移転の内容」は売買による所有権移転です。「４転用計画」は倉庫敷地の拡張ですが、すでに完了済となっています。「５被害防除施設の概要」としましては、近隣に農地はなく、被害防除の必要はありません。４０，４１ページは位置図です。届出地は〇〇の南東側の農地で報告第２号の隣地です。４３ページは現況写真です。届出地はコンクリートで舗装された倉庫前の通路です。４４ページは顛末書です。届出人は届出農地を平成２６年４月に相続していますが、隣地の故〇〇さんが倉庫を建築した際に、今回の届出地を倉庫敷地の一部として使用したいとの申し出があり、本来なら、その際に、転用の届出が必要でしたが、無断転用となってしまい、今回、現在の倉庫の所有者の〇〇さんに売買により所有権移転し、転用の届出を行うものです。

次に、報告第５号ですが、４６ページをご覧ください。農地法第１８条第６項の規定による通知、賃貸借契約の合意解約です。賃貸人は長崎市平山町〇〇の〇〇さん、賃借人は西時津郷〇〇の〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、面積は６１０㎡です。農地法第３条により令和５年１２月１日から１０年間の賃貸借契約を締結していましたが、双方合意の上で解除した旨の通知があったものです。賃貸借の解約日及び土地の引き渡し日は令和８年８月２１日です。４７ページは位置図ですが、〇〇の北側の農地です。４８ページは現況写真です。現在、遊休農地の状態となっています。以上で報告事項の説明を終わります。

〇議　長　　報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。

〇２　番　　４点ほど教えてください。まず、報告第１号の遺産分割協議証明書の写しに記載されている不動産で、農地法第３条届出に記載されていないものがありますが、その理由を教えてください。２つ目は報告第２号の利用計画図と現況写真の方向がよくわからないので説明をお願いします。３つ目は報告第３号の仮換地指定通知の従前地と仮換地の関係について説明をお願いします。４つ目は報告第５号の賃貸借契約の合意解約についてですが、遊休農地化が更に進んでいかないように次の貸借を進めてもらい

たいと思いますが、この農地はどうするのか、以上お願いします。

〇事務局　　まず１つ目の遺産分割協議証明書の不動産で地目が田か畑のものについて、農地法第３条届出を提出してもらっています。次に２つ目ですが、現況写真は利用計画図の〇〇の方向から撮った写真となっています。わかりにくいので、次回から方向などを揃えたいと思います。次に３つ目の仮換地指定通知の従前地と仮換地ですが、区画整理で区域内を整備しなおした際に、以前、区域内に持っていた土地が従前地で、整理後に、その代わりとして区域内の違う場所に与えられる土地が仮換地となります。最後に４つ目ですが、この農地の隣が認定農業者の〇〇さんの農地となっていますので、地域計画でも担い手へ農地を集積する計画となっていますので、まずは〇〇さんに相談したいと思っています。この農地の解約の理由が、イノシシによる掘り返しなどの被害によるものですので、ワイヤーメッシュ柵の設置などが必要だと思われます。〇〇さんが売買や貸借をされない場合は、委員の皆さんで、農地を借りたいという方をご存じでしたら紹介などお願いします。

〇２　番　　ありがとうございます。もう１点、議案第１号の農地の現況写真は遊休農地に見えますが、耕作されているんでしょうか。

〇１０番　　近くの農地ですが、WM柵も設置し、よく農作業をされています。

〇９番　　私も知っていますが、草刈りなどもされており、よく管理されています。

〇議　長　　ほかにありませんか。ないようでしたら、報告をおわります。以上をもちまして、本日の総会は閉会します。次回は１０月２６日、月曜日、午後２時３０分から第二庁舎４階大会議室で総会を行います。お疲れさまでした。